

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格喪失日に係る記録を平成6年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月17日から同年2月1日まで

私は、A森林組合(現在は、B森林組合)に平成6年1月31日まで勤務した。平成6年1月の給与明細書には「他控除」の欄で健康保険料及び年金保険料の1か月分の合計額が控除されており、合計2か月分の年金の掛金が控除されている。申立期間を農林漁業団体職員共済組合員として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、A森林組合に勤務していたことが認められる。

また、B森林組合から提出されたA森林組合の申立人に係る健康保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人の同組合における健康保険の資格喪失日は平成6年2月1日であることが確認できる。

さらに、申立人から提出された給与明細書により、「他控除」の欄で健康保険料及び年金保険料の1か月分の合計額と同額が控除されていることが確認できる。B森林組合の担当者は、「当該控除額は、申立期間に係る健康保険料と年金保険料であると思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書の掛金控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行について、B森林組合は、申立期間に係る掛金について納付していないことを認めている上、農林漁業団体職員共済組合に、申立人が平成6年1月17日に資格喪失したとする組合員資格喪

失届が保管されていることから、同共済組合は申立人に係る同年1月の掛金について納入の告知を行っておらず（同共済組合が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき掛金に充当した場合又は掛金を還付した場合を含む。）、農林漁業団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 10 月から 14 年 1 月 16 日まで
② 平成 14 年 8 月 16 日から 15 年 2 月まで
③ 平成 15 年 10 月から 16 年 3 月まで

酒類販売店の A 社には、平成 13 年 10 月から 15 年 2 月までの期間において勤務していたが、同社における厚生年金保険の被保険者期間が 14 年 1 月 16 日から同年 8 月 16 日までの期間となっており、申立期間①及び②が被保険者期間となっていない。

また、B 社が経営していた C という喫茶店で、申立期間③において調理作業に従事していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、平成 13 年 10 月から 15 年 2 月までの期間において A 社に勤務していたと述べている。

しかしながら、A 社の当時の事業主に厚生年金保険の取扱いについて確認したところ、「厚生年金保険の加入は入社と同時ではなく、3 か月の研修期間後に加入させていた。」と回答している。

また、申立人と同じ店舗に勤務していた複数の同僚は、「厚生年金保険への加入は入社後すぐではなく、研修期間の修了後であった。」と供述している。

さらに、申立人の A 社に係る雇用保険の加入記録は厚生年金保険の被保険者記録と一致している上、申立人の雇用保険の失業給付受給記録によると、申立人は平成 14 年 9 月 25 日に求職の申込みを行い、15 年 1 月 2 日から同年 3 月 4 日までの 62 日分の失業給付を受給していたことが確認できる。

加えて、D 市における申立人の国民健康保険の記録によると、平成 11 年 3 月 15 日から 14 年 1 月 17 日までの期間及び 14 年 8 月 16 日から 16 年 6 月 2 日までの期間において、それぞれ国民健康保険に加入していたことが確認できる。

申立期間③について、B 社から提出された賃金台帳から、申立人は当該期間

において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によるとB社は、平成13年9月27日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間においては適用事業所となっていない。

また、B社から提出された申立人の賃金台帳の社会保険料控除額の欄には金額の記載が無い。

さらに、申立人は平成14年8月から国民年金に加入し、15年10月から16年5月までの期間において、国民年金保険料の半額免除申請の記録が確認できる。

加えて、D市における申立人の国民健康保険の加入記録によると、申立人は、申立期間③において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。